従六位に叙する（八月六日）
従七位　芝　弘
従七位に叙する（八月七日）
正三位に叙する　田川　誠一
従七位
正四位に叙する　山崎　竜男
（大洲市長）
正五位に叙する（以上八月十五日）　大森　隆雄

○叙勲

旭日双光章を授ける（各通）（七月二十七日）　武田　吉正
唐木　義一　塩川　民藏　下高谷恒夫　宮崎　征司
旭日単光章を授ける（各通）（七月二十八日）　長尾　學
旭日単光章を授ける（七月二十九日）
（大洲市長）　大森　隆雄
旭日小綬章を授ける（八月十五日）
（東京工業大学名誉教授）　田中　穂積
瑞宝中綬章を授ける
赤澤　頼一　宇野　進　川端　馨
兼原　定男　小出　健雄　小島登喜夫
五味　崇朋　清水　俊彦　庄司　博
谷原　正男　本郷　和夫　槇原　敏
吉田　弘
瑞宝双光章を授ける（各通）
伊藤　正彦　大村　正美　加藤　忠治
川又　孝義　田中　従道　増田　仁藏
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二十七日）
大澤　洋　佐々木　仁
瑞宝小綬章を授ける（各通）
飯田　徹　井上　裕吉　尾久　浩二
後藤　格治　千田　雅嗣　中森　猛雄
久積　晃　横田　義夫　渡邉　勤
瑞宝双光章を授ける（各通）
（大阪府警部）　青山　榮
親跡　宗明　笹田　英典
山中　廣視　後藤　陸夫　松田　政博　住野　英生　浅賀　常男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二十八日）
伊賀　武司　五十嵐久悦　稲本　隆男
氏家　岑夫　折本　敏美　春日　英行
山東　牧夫　菅原　重雄　芹ケ野平次
相馬　勝己　鳥海　直司　直谷　福隆
中村　寛治　宮本　政己　村松　芳孝
横野　進　横橋　和夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
岩永　英雄　桑田　淳　米川　佳延
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二十九日）
（三重大学名誉教授）　美宅　政造
瑞宝小綬章を授ける　田端　末松
田村　剛　中里　甲八
根上元太郎　原澤　秀雄　藤田　稔
宮崎　達朗
瑞宝双光章を授ける（各通）
小林　勉　花園　晴郷
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月三十日）
境　忍
瑞宝小綬章を授ける
今井　正義　岩下　慶吾　岩本　知久
江本　九郎　小野寺壽雄　小林　仙一
佐藤　公徳　杉原　和夫　宗　千一
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上七月三十一日）
阿部　篤　泉川　良春　甚田　春代
田尻　久輝　田中　隆　八木橋　猛
瑞宝双光章を授ける（各通）（八月一日）
植山　達雄　久保　静　須藤　伸男
谷口州南照明　長井　弘光　鍋谷　弘
西山　政典　森嶋美智雄　米田　俊一
瑞宝双光章を授ける（各通）
後藤　正弘
瑞宝単光章を授ける（以上八月二日）
久保田尋之　鈴木　好惠
瑞宝双光章を授ける（各通）（八月三日）
長堀　守　山中　良彦
瑞宝双光章を授ける（各通）（八月四日）
金谷外毛男　信田　達徳
瑞宝双光章を授ける（各通）（八月五日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年八月二十六日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

永田　正治　横井　一郎
松村　公子　荻野　浩
櫻木　佳明　鴨志田　利
後藤　陸夫　藤原　裕　東
松田　政博　住野　英生　太田　信雄
梅村よし子　浅賀　常男　橋本　勇
山田　昭七　小口早智子

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年八月二十六日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

吉岡　洋介　横井　一郎
立川　隆英　荻野　浩
岡田　英俊　鴨志田　利
後藤　陸夫　藤原　裕　東
松田　政博　住野　英生　太田　信雄
浅賀　常男　橋本　勇
小口早智子

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

関澤　賢　福井　妙子
藤原　俊哉　綿引　一

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年八月二十六日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

石内　義夫　古賀常次郎　栢森　新治
重田　康光　関　榮一　髙橋　富枝
長岡今朝吉　小山　正武　中島　尚彦
小口　悦司

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

吉田　茂　栗原　靖

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年八月二十六日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

日比野　尚　片岡　雍子
田村　豊　立川　義明

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年八月二十六日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

豊和工業株式会社
株式会社メイドー
オーエスジー株式会社
株式会社朝日屋
株式会社サウンドハウス

褒章条例第一条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年八月二十六日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故片岡球子遺族　片岡　雍子

褒章条例第六条により褒状を授ける

賞杯

業務に精励しまたは公同の事務に勤勉したので、平成二十一年八月二十六日賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故望月勇作遺族　望月すみ子
故浅野三郎遺族　浅野　清次

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける（各通）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、九月三日サンマリノ国の国祭日につき、同月二日同国執政閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

多摩川水系多摩川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項及び第4項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の3第1項第2号の規定に基づき公示する。

平成21年9月4日

関東地方整備局長　菊川　滋

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

①　船舶11隻、桟橋4基、コンテナ2基、物置2基（羽田地区）
②　船舶4隻（大師河原地区）
③　船舶3隻、小屋1軒（殿町地区）

2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

(1)　保管した工作物の放置されていた場所

①　東京都大田区羽田三丁目地先、六丁目地先
②　神奈川県川崎市川崎区大師河原地先
③　神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目地先

(2)　当該工作物を除却した日　平成21年5月13日から平成21年7月1日まで

3　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

(1)　当該工作物の保管を始めた日　平成21年5月13日から平成21年7月1日まで

(2)　保管の場所

神奈川県川崎市川崎区浮島町516番地内
東京都江東区新砂三丁目地先

4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所占用調整課に申し出ること。

5　問い合わせ先　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2―18―1　国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所占用調整課　電話045―503―4015